資料３-１

茨木市立地適正化計画

～暮らし続けたい・暮らしてみたいまちの実現に向けて～

【別冊】

水災害に関する防災指針

（素案）

令和６年７月４日時点

目　次

第１章　防災指針の概要 1

１　防災指針とは 2

２　防災指針の位置づけ 2

３　対象とする災害 2

４　検討フロー 3

第２章　前提条件の整理 5

１　ハザード情報の収集・整理 6

２　安威川ダムの整備効果の確認 8

３　リスク評価の視点 10

第３章　災害リスクの抽出・整理 13

１　洪水による災害リスク 14

２　内水による災害リスク 20

３　土砂災害（大規模盛土造成地を含む）による災害リスク 21

第４章　災害リスクに関する課題の整理 23

１　災害リスクに関する課題の整理 24

第５章　防災まちづくりの将来像と取組方針 27

１　防災まちづくりの将来像 28

２　取組方針 29

第６章　具体的な取組 31

１　具体的な取組 32

２　取組事例 33

第１章　防災指針の概要

1　防災指針とは

近年、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、防災まちづくり推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このような中、防災の観点をとり入れたまちづくりを加速化させるため、令和２（2020）年６月の都市再生特別措置法の改正により、新たに「防災指針の作成」が義務付けられました。

この指針は、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために作成されるもので、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に関する指針となるとともに、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものとされています。

2　防災指針の位置づけ

本指針は、地域防災計画などの本市の防災関連計画との連携、整合を図るとともに、都市計画マスタープランの防災関連の施策と一体的な運用を行います。

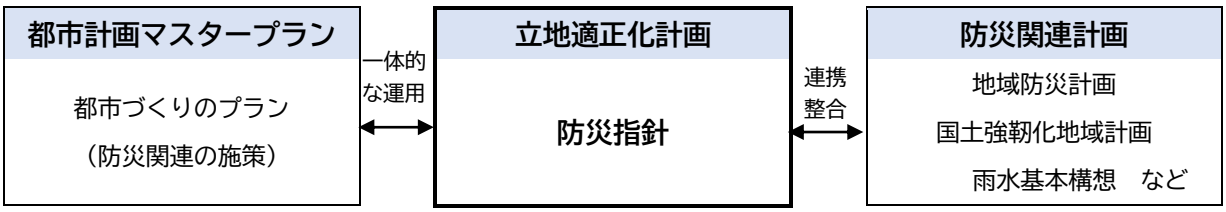

3　対象とする災害

本指針では、「水災害」のうち、本市で被害想定のない「津波」「高潮」を除き、「洪水」「内水」「土砂災害（大規模盛土造成地を含む）」を対象とします。

4　検討フロー

本指針では、以下のフローに沿って検討を行います。

第２章　前提条件の整理
- 1　ハザード情報の収集・整理
- 2　安威川ダムの整備効果の確認
- 3　リスク評価の視点
  - （1）「浸水深」と人的被害のリスク（洪水・内水）
  - （2）「浸水継続時間」と避難生活環境（洪水）
  - （3）「氾濫流・河岸浸食」による家屋倒壊のリスク（洪水）

▼

第３章　災害リスクの確認
- 1　洪水による災害リスク
  - （1）浸水想定区域・浸水深（計画規模降雨）
  - （2）浸水想定区域・浸水深（想定最大規模降雨）
  - （3）浸水継続時間（想定最大規模降雨）
  - （4）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）
- 2　内水による災害リスク
  - （1）浸水想定区域・浸水深
    （過去に他地域で発生した最大級規模の降雨）
- 3　土砂災害（大規模盛土造成地を含む）による災害リスク
  - （1）急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・
    土砂災害特別警戒区域
  - （2）大規模盛土造成地

▼

第４章　災害リスクに関する課題の整理
- 1　災害リスクに関する課題の整理

▼

第５章　防災まちづくりの将来像と取組方針
- 1　防災まちづくりの将来像
- 2　取組方針

▼

第６章　具体的な取組
- 1　具体的な取組
- 2　取組事例

第２章　前提条件の整理

1　ハザード情報の収集・整理

本指針で使用するハザード情報を下表に示します。また、土砂災害のうち、「急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」については、現行計画で既に災害リスクを確認し居住誘導区域外としています。なお、「大規模盛土造成地」については、ハザード情報ではありませんが、滑落崩壊の可能性もあることから、公表されている資料をもとに整理します。

	ハザード情報	出典
洪水	（１）浸水想定区域、浸水深（計画規模降雨※1）	・茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（令和３年６月作成） ・大阪府洪水リスク表示図（令和５年 12 月公表）
	（２）浸水想定区域、浸水深（想定最大規模降雨※2）	
	（３）浸水継続時間（想定最大規模降雨※2）	・茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（令和３年６月作成）
	（４）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨※2）	
内水	（１）浸水想定区域、浸水深 （過去に他地域で発生した最大級規模の降雨※4）	・茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（令和３年６月作成）
土砂災害	（１）急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	・茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（令和３年６月作成）
	（２）大規模盛土造成地※5	・大規模盛土造成地マップ（令和５年７月１日更新）

※１　計画規模降雨：河川整備における基本となる降雨。概ね 100 年に 1 度の降雨確率
（淀川は 200 年に 1 度の降雨確率）

・安威川等※3流域　　247mm／24 時間
・淀川流域　　261mm／24 時間
・女瀬川流域　　289.8mm／24 時間

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※２　想定最大降雨規模降雨：想定される最大規模の降雨。概ね 1000 年に 1 度の降雨確率

・安威川等※3流域　　776mm／24 時間
・淀川流域　　360mm／24 時間
・女瀬川流域　　1,070mm／24 時間

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※３　安威川等：安威川、山田川、茨木川、大正川、正雀川、正雀川分水路、境川、新大正川、三条川、佐保川、勝尾寺川、箕川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路の 16 河川

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※４　過去に他地域で発生した最大級規模の降雨

・茨木市全域における最大 1 時間雨量　146.5mm／時間

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※５　大規模盛土造成地：谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するもの

・谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が 3,000 ㎡以上
・腹付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上、かつ、盛土の高さが５ｍ以上

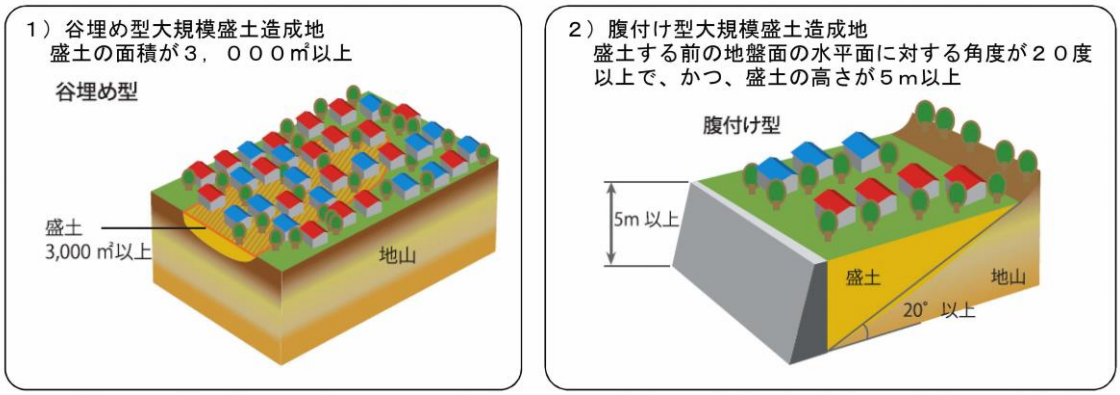

（出典：大阪府 HP）

2　安威川ダムの整備効果の確認

安威川ダムは令和４（2022）年９月より試験湛水を開始し、令和５（2023）年９月より供用開始しています。このダムの完成により、概ね 100 年に 1 回の大雨で想定される被害（洪水氾濫面積 23.6 ㎢、浸水家屋約 6 万 8 千戸等）を防ぎ、市街地やインフラを守ることが期待されています。

《安威川ダム等の河川整備前》

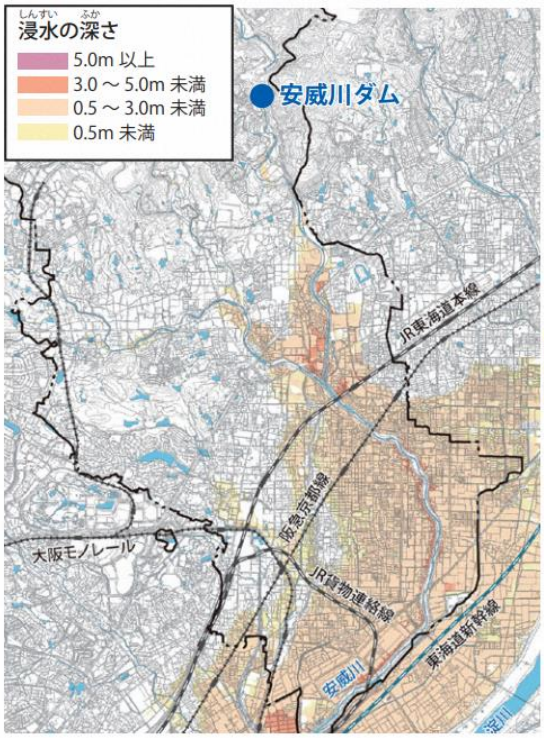

《安威川ダム等の河川整備後》

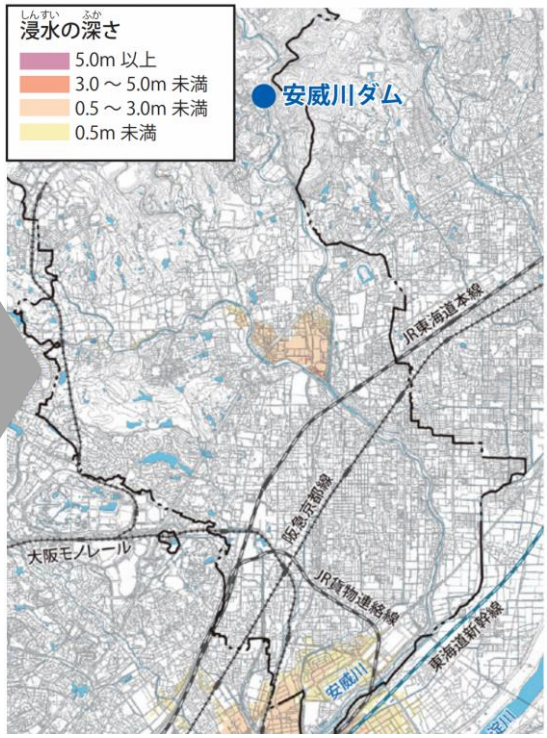

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

■安威川ダムの概要

・昭和 42（1967）年に発生した北摂豪雨災害を契機に計画立案されました。

・概ね 100 年に 1 回程度の大雨（時間雨量 80 ミリ程度かつ日雨量 250 ミリ程度）を想定した洪水調整機能を持ち、下流域の洪水被害を防いでいます。

・平成 25（1996）年の台風 18 号、平成 26（1997）年の台風 11 号など、安威川ダムの完成を前提とした河川改修が完了している近年においても大雨で水位が高くなることがあり、ダムによる洪水調整が期待されています。

（出典：大阪府茨木土木事務所ホームページ）

３　リスク評価の視点

（１）「浸水深」と人的被害のリスク（洪水・内水）

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討する場合、一般的な家屋の２階が水没する浸水深５ｍや、２階床下部分に相当する浸水深３ｍを超えているかが一つの目安となります。

本指針では、２階への垂直避難を想定し、浸水深３ｍを目安に分析を行います。

なお、洪水に関しては、安威川等の河川整備完了後の計画規模と想定最大規模降雨で確認を行うこととし、安威川ダム整備の効果をみるため、安威川ダム整備前の状況を参考として示します。

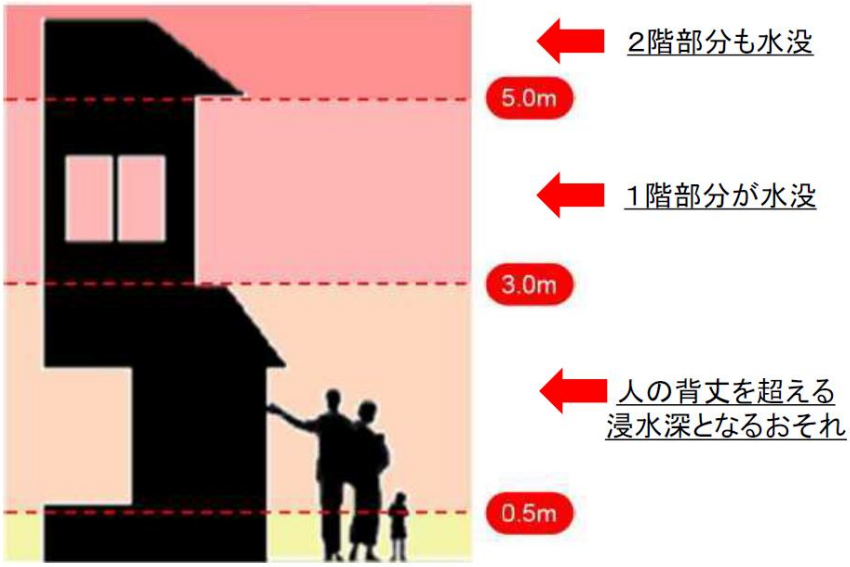

※洪水浸水想定作成マニュアル（第4版）から抜粋した図を一部加工

（出典：立地適正化計画作成の手引き）

（２）「浸水継続時間」と避難生活環境（洪水）

各家庭の食料等の備蓄は３日分以内が多くなっており、３日以上孤立すると健康被害の発生の恐れがあるとされています。

本指針では、浸水継続時間 72 時間（３日）を目安に分析を行います。

なお、現時点において、ダム整備後の資料が未作成であるため、想定されうる最大のリスクとして、茨木市水害・土砂災害ハザードマップに掲載している安威川ダム整備前の想定最大規模降雨で確認を行います。

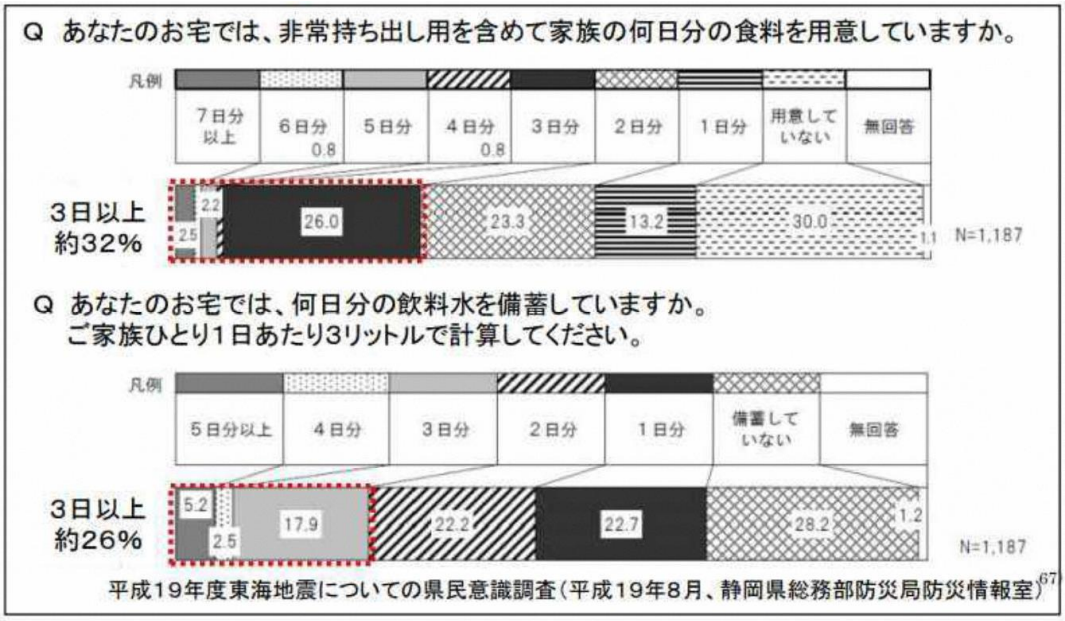

出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）

（出典：立地適正化計画作成の手引き）

（３）「氾濫流・河岸侵食」による家屋倒壊のリスク（洪水）

洪水による堤防決壊に伴い、家屋等の倒壊・流失をもたらすような、激しい氾濫流や河岸浸食の発生が想定されます。

本指針では、家屋倒壊等氾濫想定区域の「氾濫流」と「河岸浸食」の状況を確認します。

なお、浸水継続時間と同様に、想定されうる最大のリスクとして、茨木市水害・土砂災害ハザードマップに掲載の安威川ダム整備前の想定最大規模降雨で確認を行います。

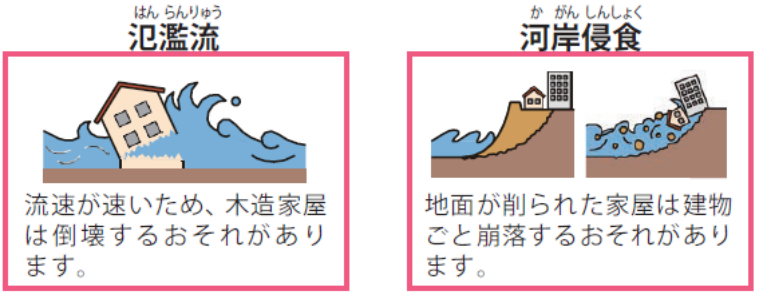

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

第３章　災害リスクの抽出・整理

1　洪水による災害リスク

（1）浸水想定区域・浸水深（計画規模降雨・安威川ダム等整備後）

計画規模降雨における浸水想定区域・浸水深をみると、安威川ダムの整備前には名神高速道路以南の安威川沿いに「3-5m」未満の区域が多く見られたのに対し、整備後には浸水想定区域が大幅に減少し、「3-5m未満」の区域が居住誘導区域内にわずかに見られる程度となっています。

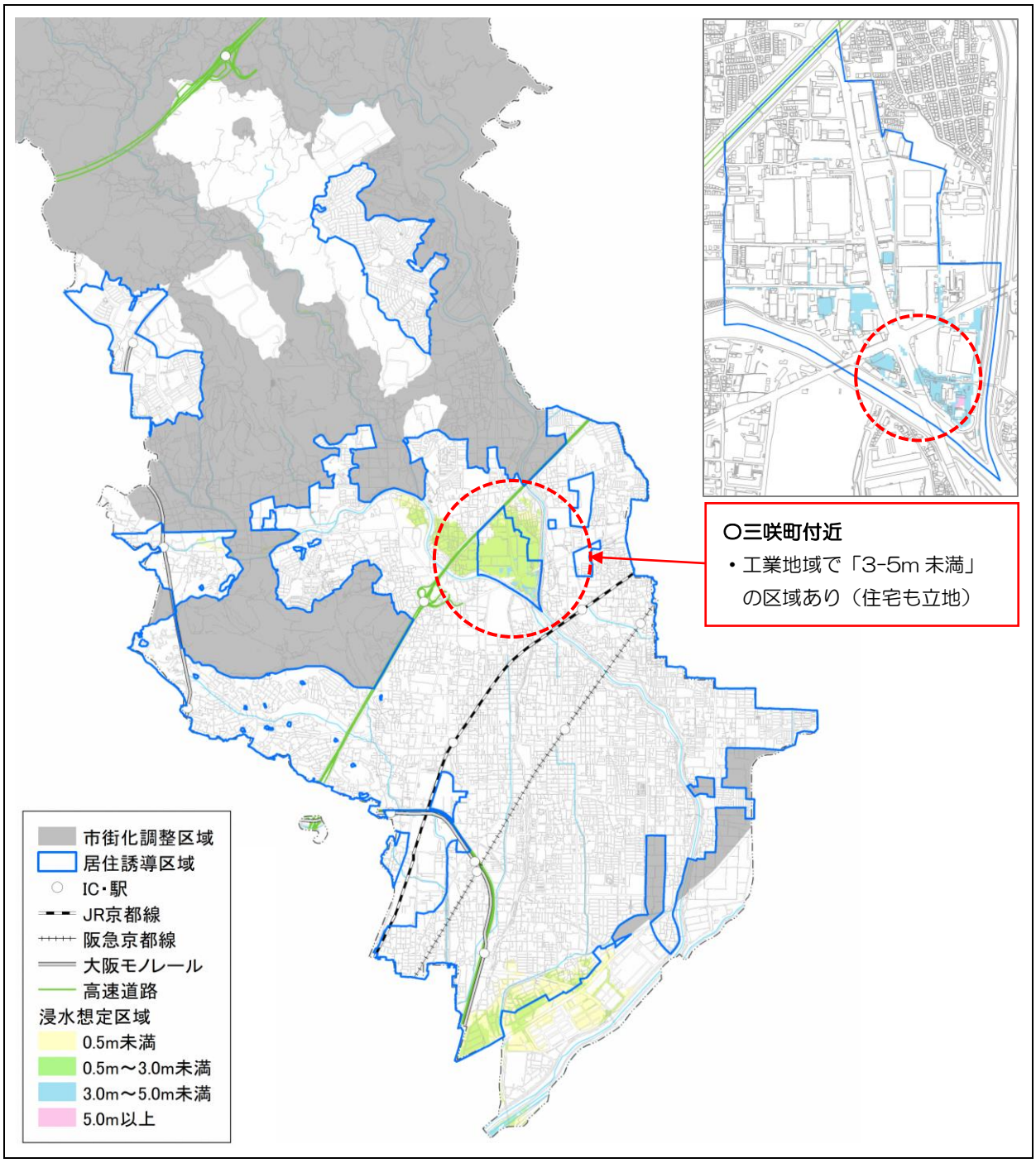

（出典：大阪府洪水リスク表示図）

※安威川等の河川整備完了後の浸水想定区域・浸水深を示す。
※安威川等流域・女瀬川流域を重ね合わせたもの。淀川流域は本市想定被害なし。

【参考】浸水想定区域・浸水深（計画規模降雨・安威川ダム等整備前）

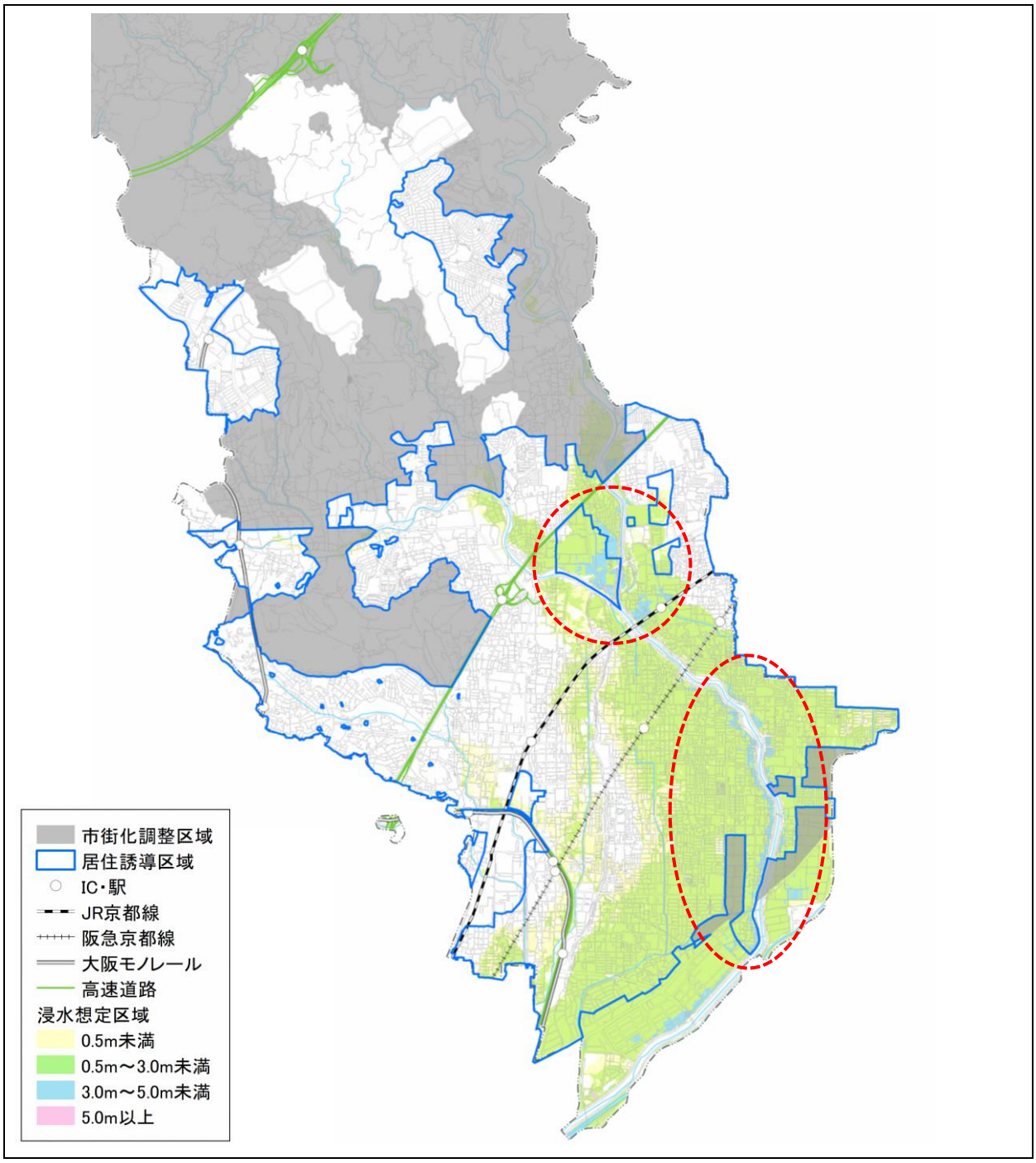

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※安威川等流域・女瀬川流域を重ね合わせたもの。淀川流域は本市想定被害なし。

（２）浸水想定区域・浸水深（想定最大規模降雨・安威川ダム等整備後）

想定最大規模降雨における浸水想定区域･浸水深をみると、安威川ダムの整備前には市街地の大部分は「3m未満」となっており、安威川沿いに「3-5m未満」「5m 以上」が見られたのに対し、整備後には「5m 未満」は減少、「5m 以上」も一部解消されており、居住誘導区域内にわずかに「５m 以上」がみられる程度となっています。

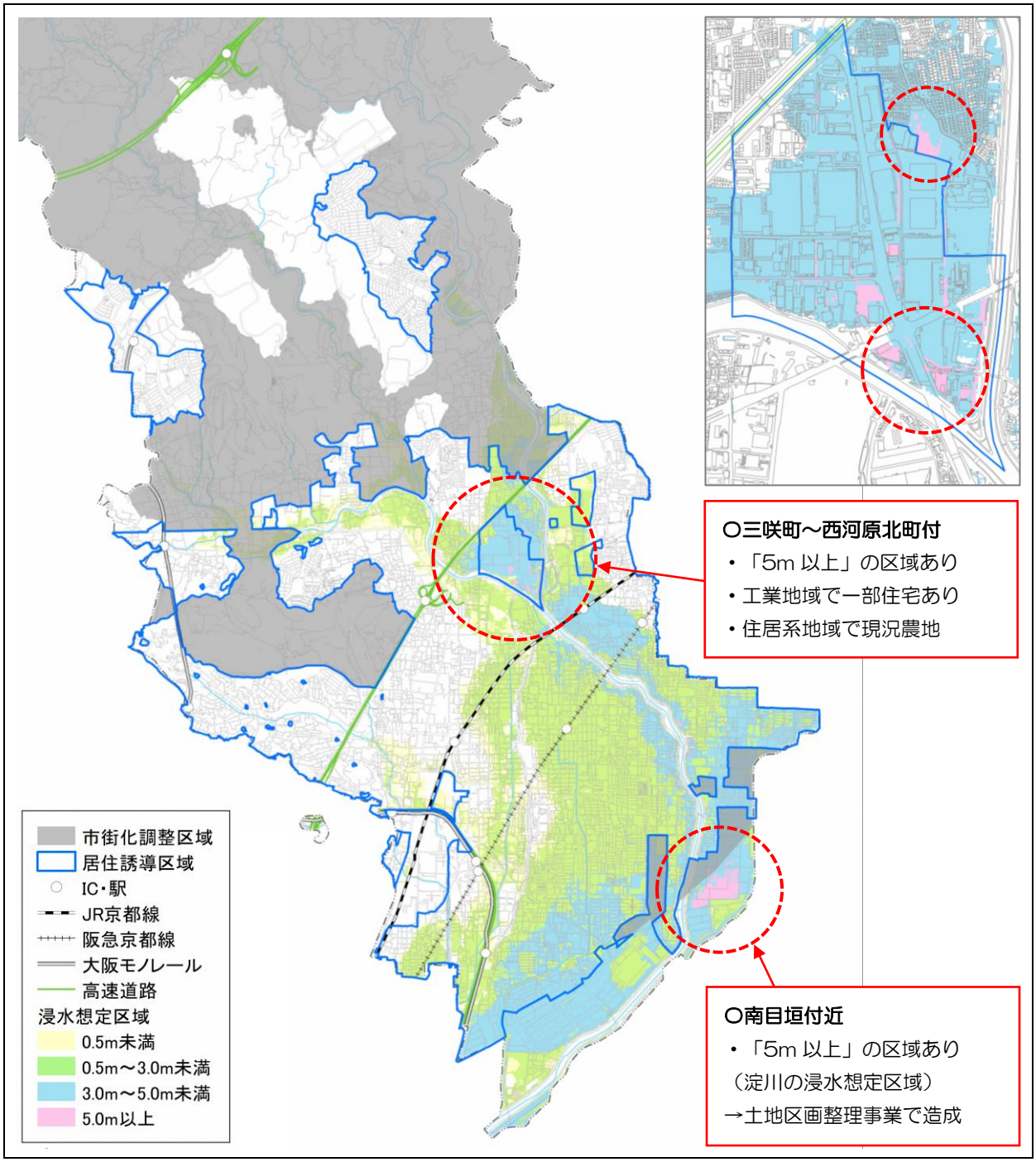

（出典：大阪府洪水リスク表示図）

※安威川等の河川整備完了後の浸水想定区域・浸水深を示す。
※安威川等流域・女瀬川流域・淀川流域を重ね合わせたもの。

【参考】浸水想定区域・浸水深（想定最大規模降雨・安威川ダム等整備前）

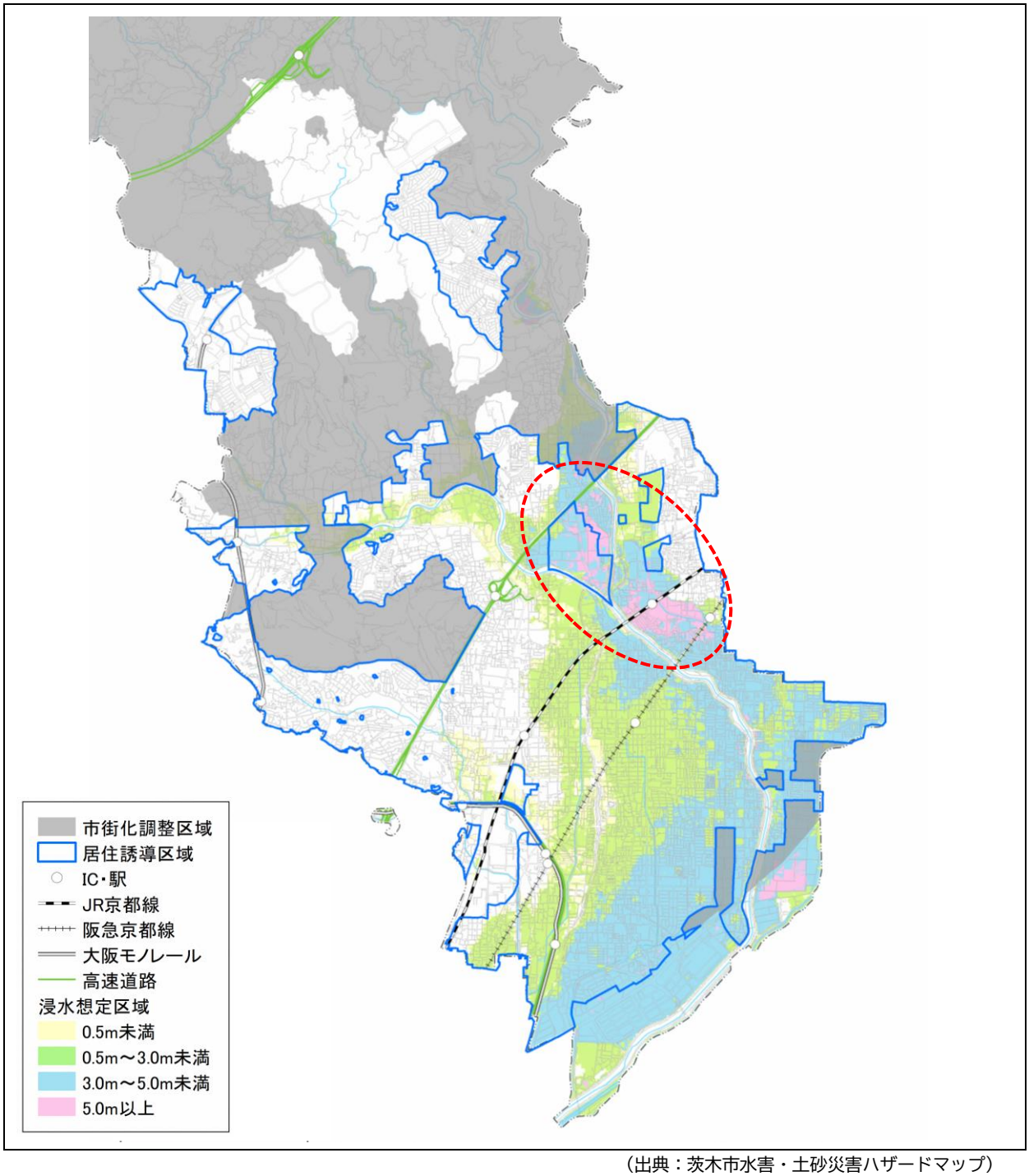

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※安威川等流域・女瀬川流域・淀川流域を重ね合わせたもの。

（３）浸水継続時間（想定最大規模降雨・安威川ダム等整備前）

想定最大規模降雨における浸水継続時間をみると、安威川等・女瀬川流域では「72 時間以上」、淀川流域では「168 時間以上」の区域が居住誘導区域内にわずかに見られます。

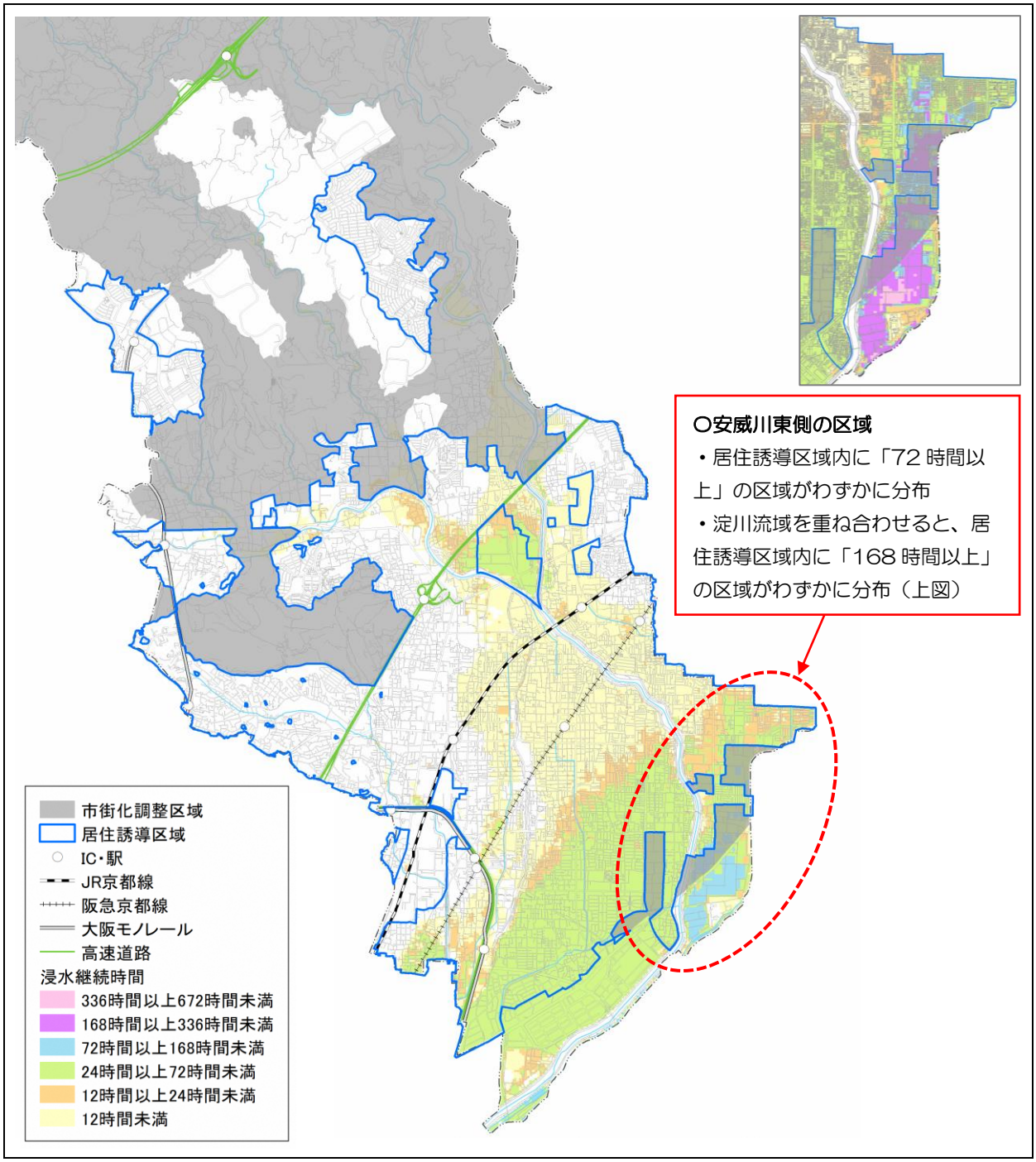

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※安威川等流域・女瀬川流域を重ね合わせたもの。淀川流域を重ね合わせたものは右上図を参照。

（４）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨・安威川ダム等整備前）

想定最大規模降雨における家屋倒壊等氾濫想定区域をみると、安威川沿いに「氾濫流」「河岸侵食」が見られ、特に氾濫流は東部から南部にかけて分布が見られます。

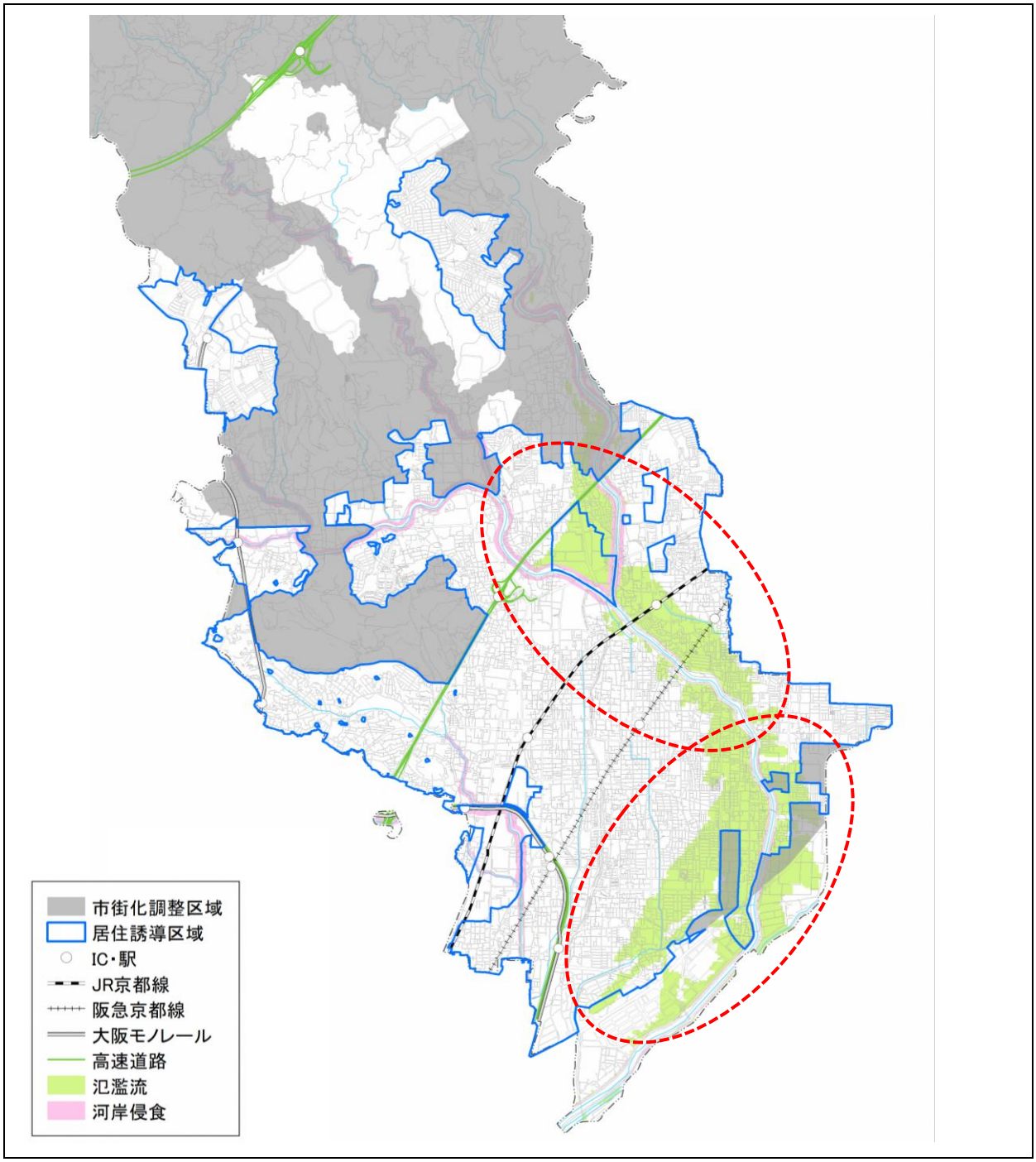

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

※安威川等流域・女瀬川流域を重ね合わせたもの。淀川流域は本市想定被害なし。

2　内水による災害リスク

（１）浸水想定区域・浸水深（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨）

過去に他地域で発生した最大級規模の降雨における浸水想定区域・浸水深をみると、居住誘導区域内には「0.5m 未満」の区域が分布し、一部「0.5-3m未満」の区域も見られるものの、「３m以上」の区域は見られません。

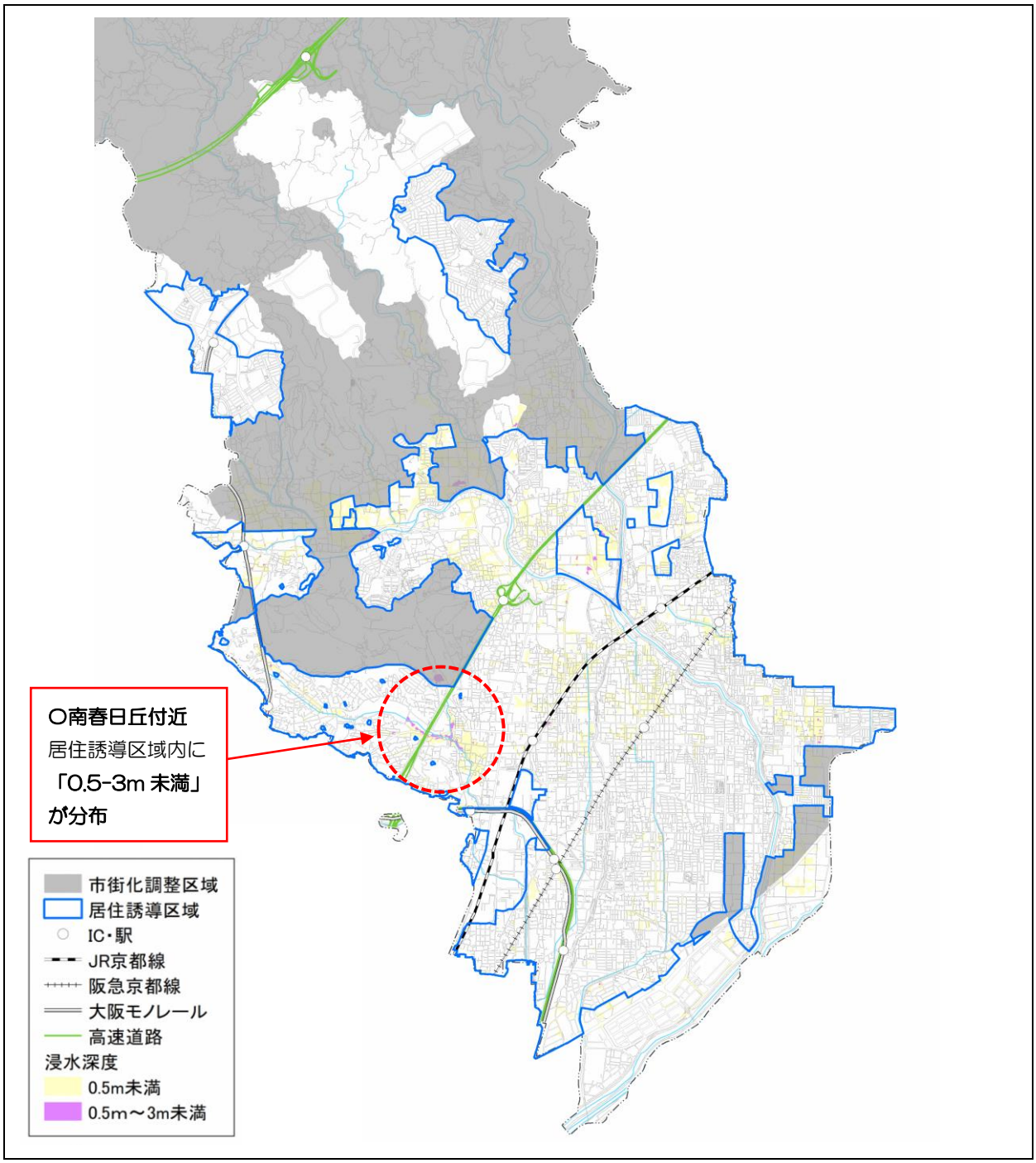

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ）

3　土砂災害（大規模盛土造成地を含む）による災害リスク

（1）急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、市域西部、丘陵部に点在しています。これらの区域については、居住誘導区域外としています。

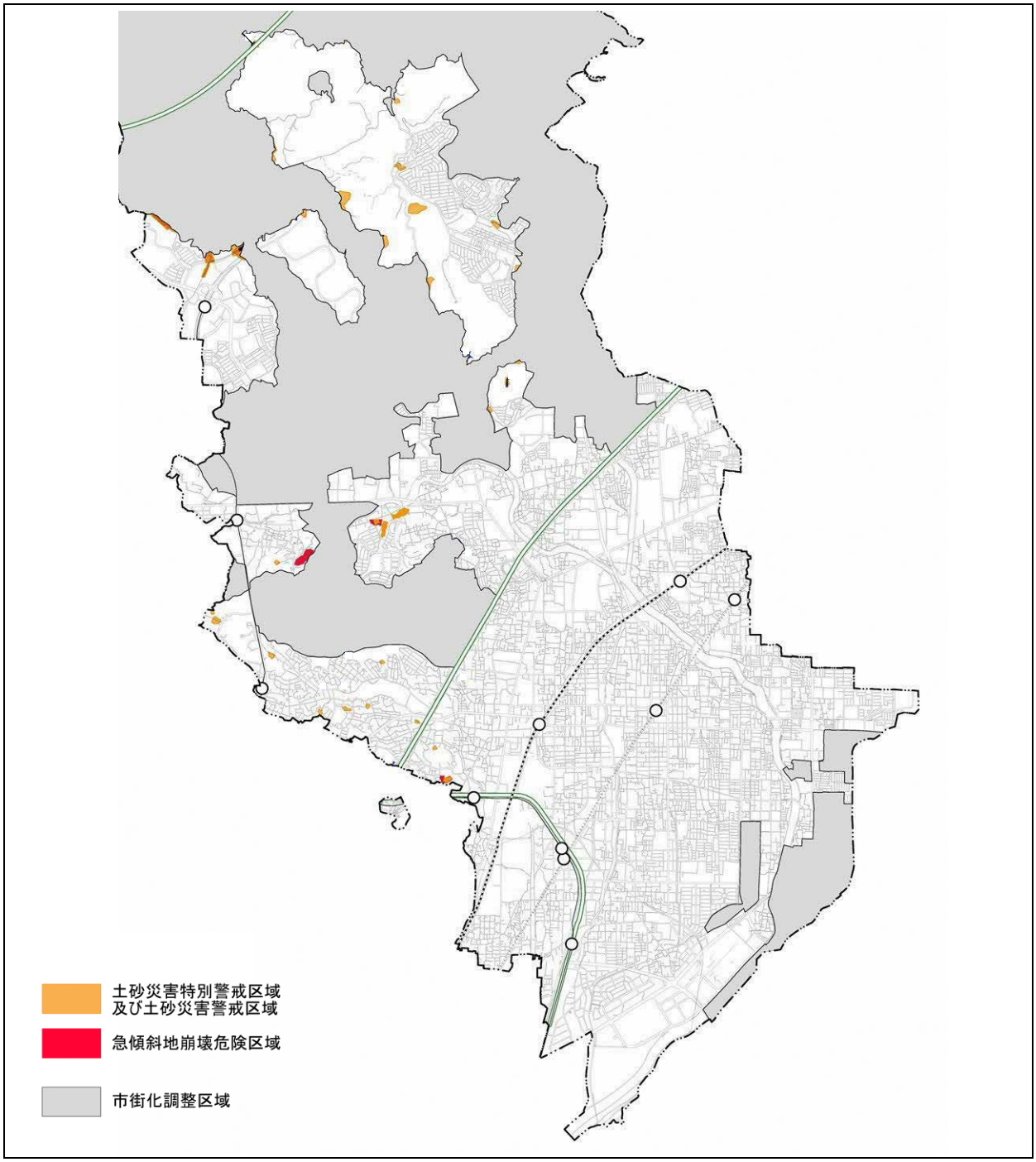

（出典：急傾斜地崩壊危険区域：大阪府）
（出典：土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域：大阪府（2016 年 9 月指定））

（２）大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が市域西部や丘陵部の一部でがみられ、居住誘導区域内にも存在しています。安全性把握調査等の結果、緊急に予防対策が必要な箇所はなく、経過観察を行うこととしています。

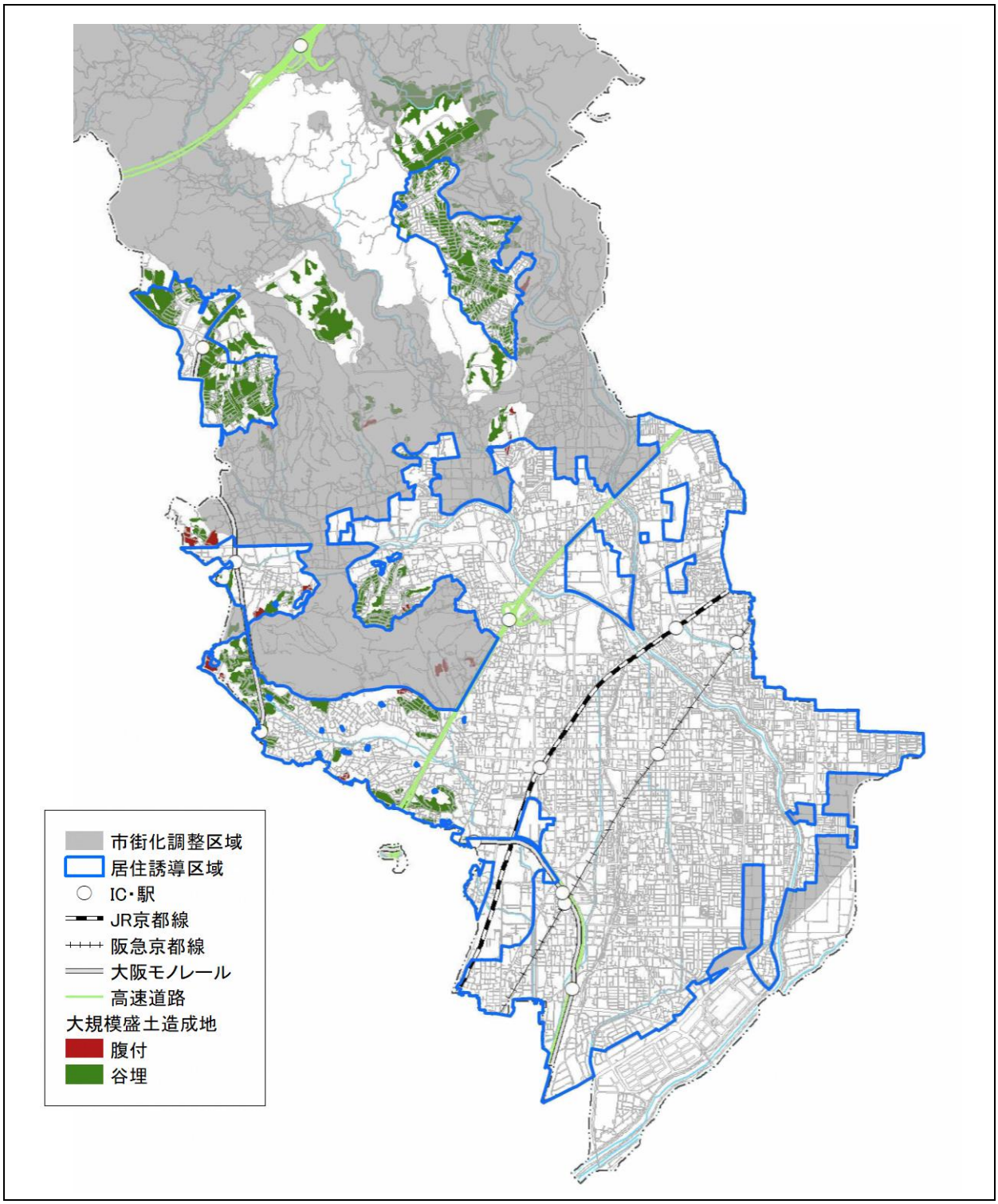

第４章　災害リスクに関する課題の整理

1　災害リスクに関する課題の整理

洪水及び内水に関する災害リスクについて、主な課題を下表のとおり整理します。

	災害リスク	主な課題
洪水	（１）浸水想定区域・浸水深 ・計画規模降雨 ・安威川ダム等整備後 【リスク評価の視点】 〇浸水深 ・浸水深３ｍ以上を目安	・安威川ダム等の整備により、浸水想定区域は大幅に減少浸水深「３ｍ以上」の区域はごくわずかで大きなリスクは見られない。 ・三咲町付近（工業地域）にわずかに「３ｍ以上」の区域が見られ、住宅の立地が見られる。工業地域は原則居住誘導区域外であるが、住宅は、居住誘導区域として取り扱うこととしており、対応の検討が必要。
	（２）浸水想定区域・浸水深 ・想定最大規模降雨 ・安威川ダム等整備後 【リスク評価の視点】 〇浸水深 ・浸水深５ｍ以上を目安	・「３-５ｍ以上」の区域が見られるが発生確率の低い浸水リスクであることから、居住制限を伴うハード対策は現実的ではなく、災害リスク（浸水深等）に応じたソフト対策の検討が必要。 ・三咲町～南耳原付近にわずかに「５ｍ以上」の区域が見られ、工業地域内に一部住宅の立地と住居系地域に農地が見られる。 ・工業地域は原則居住誘導区域外であるが、住宅は居住誘導区域として取り扱うこととしており、対応の検討が必要。（農地については、土地利用時に一定の嵩上げも可能と考えられる）
	（３）浸水継続時間 ・想定最大規模降雨 ・安威川ダム等整備前 【リスク評価の視点】 〇浸水継続時間 ・72 時間（３日）を目安	・淀川流域の浸水想定内にある居住誘導区域内にはわずかに「168 時間以上」の区域が見られる。 想定最大規模降雨によるもので、発生確率の低い浸水リスクであることから、災害リスクに応じたソフト面での対策（早期避難等）の検討が必要。
	（４）家屋倒壊等氾濫想定区域 ・想定最大規模降雨 ・安威川ダム等整備前 【リスク評価の視点】 〇氾濫流・河岸浸食 ・河川沿いの状況を確認	・河川沿いを中心に見られる。発生確率の低い浸水リスクであるが、垂直避難が困難である可能性が高いことから、災害リスクに応じたソフト面での対策（早期避難等）の検討が必要。

	災害リスク	主な課題
内水	（1）浸水想定区域・浸水深 ・過去に他地域で発生した最大級規模の降雨 【リスク評価の視点】 〇浸水深 ・浸水深３ｍ以上を目安	・居住誘導区域内に浸水深「３ｍ以上」の区域は見られない。 ・居住誘導区域内の南春日丘付近で「0.5-3m 未満」の区域が見られることから、雨水対策の検討が必要。
土砂災害	（1）急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	・大雨時等に土砂災害の危険性が高い区域が市域西部、丘陵部の一部に見られる。（居住誘導区域内には存在しない）
	（2）大規模盛土造成地	・居住誘導区域内の丘陵地及び西部の一部に大規模盛土造成地が存在する。 ・緊急に対策工事等を必要とする盛土造成地は居住誘導区域内に存在しないが、府と連携し、ソフト面での対策、並びに継続的な経過観察や必要に応じたハード面での対策について検討が必要。 ・また、今後新たに抽出される大規模盛土造成地においても安全性把握調査を実施することが必要

第５章　防災まちづくりの将来像と取組方針

1　防災まちづくりの将来像

防災まちづくりの将来像については、都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び防災関連計画（地域防災計画・国土強靭化地域計画・雨水基本構想）の関連計画における防災まちづくりに関する考え方を踏まえて設定します。

■関連計画における防災まちづくりに関する考え方

都市計画 マスタープラン （令和７年改定予定）	・もしもの時の備えができているまち（市民が考えるまちの姿） ・災害に強く安全・安心に暮らせるまち（都市づくりのビジョン【都市防災】）
立地適正化計画	・コミュニティ力醸成により、暮らしやすく、防災的にも強いまちの形成
地域防災計画	・地域防災計画と防災体制の充実 ・防災・救助体制の充実 ・防災意識の高揚と地域防災体制の確立
国土強靭化地域計画	・人命の保護が最大限図られること ・市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ・迅速な復旧復興
雨水基本構想	・行政によるハード整備と市民・事業者によるソフト対策の実施による浸水被害の軽減

関連計画における考え方に共通する事項として「市民や事業者等と連携・地域防災力の向上」が掲げられています。防災まちづくりの将来像の設定にあたり、市民と共に創る『共創』をテーマとし、市民や事業者等と連携して災害に強いまちづくりを目指します。

防災まちづくりの将来像

市民と共に創る災害に強く安全・安心に暮らせるまち

2　取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、災害リスクに対する課題を踏まえ、ハード・ソフトの両面から総合的に取り組みます。

■災害リスクに関する課題

洪水	・計画規模降雨で浸水深３ｍ以上の区域が一部で見られる
	・最大想定規模降雨で浸水深３ｍ以上の区域が安威川沿いで見られる
	・最大想定規模降雨で３日間以上浸水継続する区域が一部で見られる
	・最大想定規模降雨で氾濫流による家屋倒壊等の被害が河川沿いで見られる
内水	・最大規模降雨で浸水深 0.5～３ｍ未満の区域が一部で見られる
土砂災害 （大規模盛土造成地）	・大雨時等に土砂災害の危険性が高い区域が市域西部、丘陵部の一部に見られる（居住誘導区域内には存在しない）
	・緊急に対策工事等を必要とする盛土造成地は居住誘導区域内に存在しないが、府と連携し、ソフト面での対策、並びに継続的な経過観察や必要に応じたハード面での対策について検討が必要。 ・また、今後新たに抽出される大規模盛土造成地においても安全性把握調査を実施することが必要

■課題を踏まえた取組方針の考え方

・計画規模降雨で浸水深３ｍ以上の区域及び大雨時に土砂災害の危険性が高い区域については、一定の災害リスクが見られることから、居住誘導区域に含まない方向とします。

・また、災害リスクがある区域については、災害リスクの低減に向けた以下の取組方針を設定し、特に災害リスクの高い居住誘導区域に含まない区域については、リスクの周知の努め、できるだけ居住しないように誘導します。

取組方針１

インフラの整備・改修等による被害の低減を図ります（ハード対策）

①届出制度による居住誘導等、災害リスクを踏まえた居住誘導施策を推進します。

②河川・水路の改修やグリーンインフラを活用した流域治水等、水害減災対策を推進します。

③下水道施設の整備や松沢排水区の浸水対策等、総合的な治水対策を推進します。

取組方針２

リスクの周知や防災意識の向上等による被害の低減を図ります（ソフト対策）

①防災訓練の実施やハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育の推進等、防災意識の高揚につながる取組を推進します。

②自主防災体制の整備や避難地・避難路の指定・周知等、総合的な防災体制の整備を図ります。

③災害時援助協定の締結等、防災ボランティア団体・民間企業・大学等との連携を図ります。

第６章　具体的な取組

1　具体的な取組

取組方針に沿った具体的な取組を、以下のとおり位置づけます。

具体的な取組については、既に取組を進めているものであり、本市の計画（立地適正化計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画、雨水基本構想等）、大阪府の淀川水系河川整備計画等に基づく取組と連携しながら、今後も取組を推進していきます。

取組方針	具体的な取組	関連計画	実施主体
１　インフラの整備・改修等による被害の低減（ハード対策）	（１）災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進 （届出制度による居住誘導、土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転・補強補助制度 等）	立地適正化計画	市
	（２）水害減災対策の推進 （河川・水路の改修、グリーンインフラを活用した流域治水の推進 等）	淀川水系河川整備計画	府・市
	（３）総合的な浸水対策の推進 （下水道施設の整備、松沢排水区の浸水対策 等）	雨水基本構想	市
	（４）土砂災害の予防対策・宅地造成及び盛土対策の推進 （大規模盛土造成地の調査及び経過観察等による安全性確認 等）	ー	府・市
２　リスクの周知や防災意識の向上等による被害の低減（ソフト対策）	（５）防災意識の高揚 （防災訓練の実施、ハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育等の推進 等）	国土強靭化地域計画・地域防災計画	市
	（６）総合的な防災体制の整備 （自主防災体制の整備、避難地・避難路の指定・周知 等）	国土強靭化地域計画・地域防災計画	市
	（７）防災ボランティア団体、民間企業、大学等との連携 （災害時援助の締結 等）	国土強靭化地域計画・地域防災計画	市

2　取組事例

取組方針に沿った具体的な取組について、既に取組を進めている事例を紹介します。

（1）災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進

○届出制度による居住誘導等

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発等に対する届出制度の適正な運用を図るとともに、工業地域における住宅系の開発に対しては、茨木市開発行為等の手続等に関する条例等に基づく協議において適切に指導を行っております。

また、居住誘導区域外（特に、市街化調整区域内）は、住宅開発を抑制するために必要な措置を講じるとともに、大規模な土地利用転換にあたっては、住宅以外の適切な土地利用を誘導するため、開発者と協議調整を行い、地区計画などの都市計画制度を適正に活用しています。

届出・勧告制度の運用実績（令和 5 年 3 月時点） 届出件数：2 件 勧告：0 件 事前の協議による誘導：2 件（蔵垣内、西安威）

○土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転・補強補助制度

本市では、土砂災害特別警戒区域内にある住宅を対象に、住宅の所有者の方が実施される区域外への住宅の移転または既存住宅の補強対策に対し、その費用の一部を補助する制度を設けています。

（2）水害減災対策の推進

○河川・水路の改修、グリーンインフラを活用した流域治水の推進等

淀川水系河川整備計画では、計画的な河川整備を行うために、高規格堤防の整備、堤防強化の実施、危機管理体制の構築、土砂対策、既設ダム等の有効活用、内水対策などを用いて河川整備を行っており、淀川本川の支川である芥川において、堤防補強工事が実施されました。

また、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を流域全体で行う「流域治水」を推進しています。

安威川ダム

（３）総合的な浸水対策の推進

○下水道施設の整備、松沢排水区の浸水対策等

茨木市雨水基本構想では、雨水排水能力が不足している箇所における水路の拡幅や雨水管渠の整備について、浸水発生箇所を中心に、下水道事業として実施しています。

また、令和 2(2020)年度に策定した「茨木市下水道ストックマネジメント計画」に基づき下水道施設全体の老朽化の進捗状況を考慮し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を実施中です。

松沢排水区では、頻発する豪雨等による浸水被害を低減するため、令和 2 年 12 月に都市計画下水道(雨水)の都市計画変更を行い、既存水路や側溝の現況調査を踏まえ、雨水整備計画の検討を進めています。

（出典：茨木市の下水道等事業（令和 3 年度版）p.4）

（４）土砂災害の予防対策・宅地造成及び盛土対策の推進

○大規模盛土造成地の調査及び経過観察等による安全性確認

茨木市大規模盛土造成地マップは、南海トラフ巨大地震や上町断層地震など、市内で想定される巨大地震などから生命や財産を守るために、大規模に盛土造成された宅地が居住地の近くに存在するかを示し、市民の防災意識を高め、災害の事前防止や被害の軽減に繋げるように茨木市大規模盛土造成地マップを作成しました。

また、本市では、令和 4 年度に国のガイドラインに基づき、大規模盛土造成地の変動予測調査を行いました。変動予測調査の結果、本市においては 187 箇所の大規模盛土造成地を抽出しましたが、いずれの箇所についても、緊急性があるものは認められず、早急な対策を要するものではないため当面の間は、状況の変化や変状の発生等について、府と連携しながら経過観察を行うものとします。

また、今後新たに抽出される大規模盛土造成地においても安全性把握調査を実施するものとします。

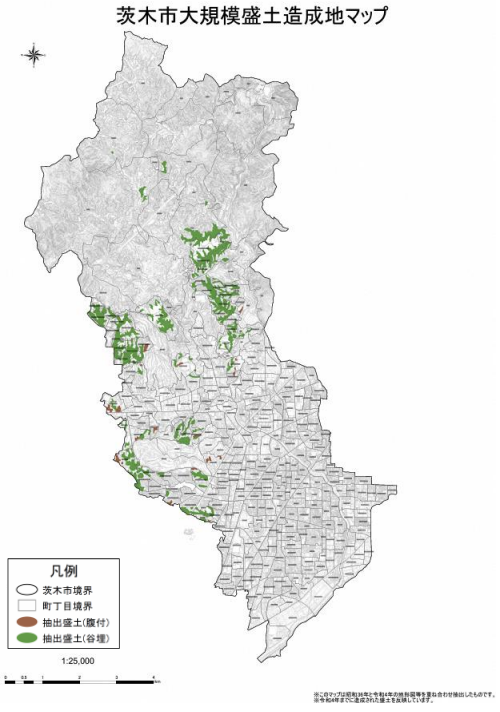

（出典：茨木市大規模盛土造成地マップ（令和 5 年 7 月））

（５）防災意識の高揚

○ハザードマップによる周知啓発

ハザードマップに、マイ・防災マップやマイ・タイムラインの作り方を掲載するとともに、茨木市生涯学習出前講座等を活用し、住民の避難行動の周知や意識啓発に取り組んでいます。

また、普段生活している地域の水害リスクを実感できるよう、生活空間である“まち”をまるごとハザードマップと見立て、安威川等が氾濫した場合に想定される最大の浸水深を表示した標識を設置しています。二次元コードを読み取ると、その場で浸水イメージを確認していただけます。（指定避難所のみ）

さらに、山間部地域では地域版土砂災害ハザードマップを作成し、令和５年度には山間部土砂災害対応訓練を実施しています。

（出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（令和３年６月）p.72-73）

（出典：まるごとまちごとハザードマップ）

○防災知識の普及啓発

防災知識の普及のため、本市では防災ハンドブックを作成し、市民への普及啓発を行っています。

防災ハンドブックでは、地震や土砂災害、水害が発生した際の対応フローなどを記載しており、災害が生じる前の防災知識として市民に広く普及啓発を行っています。

（出典：茨木市防災ハンドブック（令和５年度改訂版）p.2-3）

○防災教育等の推進

地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人災を育成することを目的に、小学４年生を対象にハザードマップを活用した防災教育を推進しています。

防災教育をとおし、学校や自宅等の災害リスクを知り、取るべき避難行動を確認する等、水害から命を守るための知識や心構えを身に付けます。

（出典：令和４年度に西河原小学校で作成した防災マップ）

（６）総合的な防災体制の整備

○自主防災組織の育成

地域での災害による被害防止・軽減を図るため、地域住民が自主的に結成する自主防災組織の促進及び活性化に取り組んでいます。

本市では、平成 8 年 4 月以降、自主防災組織づくりをすすめ、令和 6 年 4 月では 29 地区にて、組織が結成されています。また、各地域の自主防災組織が相互に連携できる体制を構築することを目的に、「自主防災組織連絡会」を結成しており、自主防災組織の構成員が様々な活動を行える環境をつくるため、平成 28 年度から避難所運営部会、防災士部会、女性部会を設置しています。

（出典：令和６年度自主防災組織連絡会）

（出典：令和６年度防災士部会）

（７）防災ボランティア団体、民間企業、大学等との連携

○災害時援助協定の締結

本市では、大地震などが発生した際に、迅速な救命援助及び的確な応急復旧を行うため、民間企業や大学、民間団体等と災害時の応援等を目的とした災害時援助協定を締結しています。
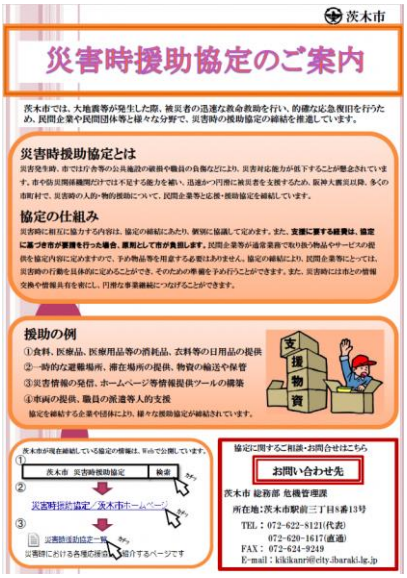
（出典：茨木市 HP）